京都大学医学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照

(前略)

- 第5条 病院に、中央診療施設として検査部、手術|第5条 病院に、中央診療施設として検査部、手術 部、放射線部、救急部、理学療法部、材料部、輸 血部、分娩部、人工腎臓部、病理部、病態栄養部、 医療情報部、集中治療部、デイ・ケア診療部、光 学医療診療部、総合診療部、臓器移植医療部、探 索医療センター、デイ・サージャリー診療部及び 地域ネットワーク医療部並びに遺伝子診療部、ME 機器センター、分子細胞治療センター、感染制御 部、治験管理センター及び外来化学療法部を置く。
- 2 部及びセンターの業務は、次の各号に掲げると おりとする。

- を置く。
- 2 部長及びセンター長(探索医療センター長を除 く。) は、医学研究科、医学部又は病院の専任の 教授をもつて充てる。



- 部、放射線部、救急部、理学療法部、材料部、輸 血部、分娩部、人工腎臓部、病理部、病態栄養部、 医療情報部、集中治療部、デイ・ケア診療部、光 学医療診療部、総合診療部、臓器移植医療部、探 索医療センター、デイ・サージャリー診療部及び 地域ネットワーク医療部並びに遺伝子診療部、ME 機器センター、分子細胞治療センター、感染制御 部、治験管理センター、外来化学療法部及び心臓 血管疾患集中治療部を置く。
- 2 部及びセンターの業務は、次の各号に掲げると おりとする。

改

- (27) 心臓血管疾患集中治療部 重篤な心臓血管 疾患に係る患者の診療に関すること。
- 第6条 前条の部に部長を、センターにセンター長|第6条 前条の部に部長を、センターにセンター長 を置く。
 - 2 部長及びセンター長(探索医療センター長を除 く。) は、医学研究科、医学部又は病院の専任の 教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合に は、医学研究科、医学部又は病院の専任の助教授 又は講師をもつて充てることができる。



この規程は、平成18年6月1日から施行する。